

グローバル会計学会学会賞規程

1. 目的

グローバル会計学会学会賞（以下、学会賞）は、本学会が国際会計研究の向上発展に資するため、会員（準会員を除く）の優秀な著書論文を審査選定して、その業績を顕彰することを目的とする。

2. 審査すべき著書論文の範囲

学会賞は、本学会大会（および部会）において研究報告し、審査対象年度の本学会機関誌『グローバル会計研究』に掲載された論文および会計学・租税法および関連分野に関する公刊論文、または原則として同年度に発行された会計学・租税法および関連分野に関する著書を審査の対象とする。

3. 審査委員会の構成と選任ならびに役割

審査委員会は、理事中から選任された審査委員長 1 名および審査委員 6 名の計 7 名で構成する。理事改選後の初回新理事会で 7 名連記の無記名投票により理事中から審査委員 7 名を選挙し、審査委員長は、審査委員の協議により選任する。審査委員長は必要に応じ 1 年限りの審査委員を会員中から 1 名選任し、追加することができる。審査委員会は、2 の規定による候補著書論文を審査して、授賞著書論文を選定する。

4. 授賞者著書論文の発表

審査委員会は、授賞著書論文を発表し、その執筆者に賞金（1 件 5 万円）を授与すると共に、適当な方法によりこれを広く一般に顕彰する。

5. 審査対象となる著書論文の提出要領

本学会賞の対象となる著書論文は、審査対象年度（審査年度の前年 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までの期間）に発行または公刊された会計学・租税法および関連分野に関するものとする。この条件に該当する著書については、次に掲げる要領に従い審査を請求することができる。審査委員会は、審査請求のあった著書に限り審査の対象とする。審査請求は原則として著者によるものとするが、以下の（1）から（4）の要件を満たしていれば、著者以外によることも妨げない。

- (1) 著書 7 冊または論文の抜き刷りまたはコピー 7 部を、各年 4 月 30 日までに、事務局宛に提出する。
- (2) 著書論文の提出に際しては、著書論文の概要書（以下、概要書という）を 7 部作成し、添付する。
- (3) 概要書には次の事項について記載し、ワープロで、A4 サイズ 2 枚（上下左右マージン 30 ミリ、40 字× 25 行、1 枚目の先頭 5 行を用いて次の（4）に記載する事項、本文 45 行以内）で提出する。
 - (a) 著書論文の内容の輪郭
 - (b) 著者が特に力を入れて解明した点（著書論文の特徴および学界への貢献）
- (4) 概要書には、下記の事項を明記する。
 - (a) 著者名（ふりがな）
 - (b) 所属機関・所属機関における職位
 - (c) 著書名または論文名
 - (d) 出版社または雑誌名
 - (e) 出版年月日または発行年月および巻号
- (5) 事務局は、提出のあった著書論文について（4）の事項について一覧表を作成し、概要書と共に各審査委員宛に遅滞なく送付する。
- (6) 提出された著書は、審査終了後、審査委員に寄贈する。

6. 著書論文の重複授賞等

- (1) すでに著書論文で学会賞を受賞した著者の重複授賞は行わない。共著等の場合は、すでに授賞したものを除いた部分について審査請求をすることができる。
- (2) 会計学・租税法および関連分野に関する著書であれば、他の学会と重複して審査請求をすることを妨げない。

(附則)

1. この規程は、2018年3月1日から施行する。
2. この規程は、2019年7月4日から改正実施する。